

物品売払契約書

1 売払物品名
2 代 金 ¥ _____ (内消費税額 ¥ _____)
3 引渡場所

4 引取期限 平成 年 月 日
5 契約保証金 免除

上記物品の売払について、売払人「 _____ 」
と買受人「 _____ 」は次のとおり契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

(代金の納付)

第1条 買受人は、売払代金を歳入徴収官の発行する納入告知書に定める納付期限内に、歳入徴収官に納付するものとする。

(所有権の移転)

第2条 売払物品は、下見当時の現場有姿のままとし、その所有権は、買受人が代金を納付したとき売払人より買受人に移るものとする。

(売払物品の引渡等)

第3条 買受人は、売払物品を引取ろうとするときは、あらかじめ、売払人にその旨を通知しなければならない。

2 売払物品の引渡は、買受人が売払人に売払代金領収証書を提示の上、売払物品の受領書と引替えに、当該売払物品の所在する場所において行うものとし、買受人は売払人の立会を得てこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。

3 買受人が引取期限までに売払物品の引取を完了しないときは、売払人が特に承認した場合を除き、売払人の都合により売払人が残存物件を処分することがあっても買受人は異議の申立ができない。

4 前項の場合においては、買受人は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(危険負担)

第5条 物品の所有権が、売払人から買受人に移転した時から売払物品の引渡しの時までにおいて、売払人の責に帰すことができない理由により当該売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第6条 買受人は、契約締結後売払物品に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(引取期限の延長)

第7条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の引取を完了することができないときは、売払人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 買受人の責めに帰する事由により、頭書の引取期限内に当該物品の引取を完了しないときは、売払人は、買受人からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に引取期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金の額は、遅滞日数1日に付き頭書の代金額に対し年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅滞金及び第9条第2項による違約金の納付は、歳入徴収官が発行する納入告知書により指定された期日までに納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の1/10に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 買受人が指定期限内に契約金額を納付しないとき。

(2) 買受人が引取期限内に売払物品の引取を開始しないとき。

- (3) 買受人に本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- (4) 買受人が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 買受人は前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の1/10に相当する額を違約金として売払人の指定した期限までに納付しなければならない。
- 3 売払人は第1項の規程により契約を解除したときにおいて、買受人が納入した契約金額があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

（返還金の相殺）

第11条 売払人は、前条第3項の規定により代金を返還する場合において、買受人が違約金又は損害金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

（契約外の事項）

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売払人 住所

氏名

印

買受人 住所

氏名

印